

第 4 次日野市男女平等行動計画根拠法令の変遷

1. 根拠法令一覧

- (1)日野市すべての人の性別等が尊重され多様な生き方を認め合う条例(日野市ジェンダー平等条例)
- (2)男女共同参画社会基本法
- (3)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法、配偶者暴力防止法)
- (4)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)

2. 根拠法令改正の変遷

(1)日野市ジェンダー平等条例

令和 5 年 4 月 1 日 改正条例施行(男女平等基本条例改正)

男女の性別のみならず「多様な性」に関する観点を追加。

*別紙 1 参照

(2)配偶者暴力防止法

令和 6 年 4 月 1 日 改正施行

- ①保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化
- ②基本方針。都道府県基本計画の記載事項の拡充
- ③協議会の法定化

*別紙 2 参照

(3)女性活躍推進法

令和 4 年 4 月 1 日改正施行

「一般事業主行動計画」の策定・届出及び公表の対象を拡大。

*別紙 3-1 参照

令和 4 年 7 月 8 日改正施行

情報公表項目に「男女の賃金の差異」を追加。

*別紙 3-2 参照

(4)困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)

令和 6 年 4 月 1 日 施行

売春防止法第 4 章保護更生を本法律に新しく制定。

*別紙 4 参照

※男女共同参画社会基本法については、改正なし